# 高 槻 市 景 観 審 議 会

要 点 録

会議名	第2回景観審議会	場所	総合センター C1401 会議室
日時	平成 20 年 10 月 3 日(金) 18 時 30 分~21 時 00 分		
出席者			

# 景観基本計画について

#### (序章の取り扱い)

- ・序章についてだが、語りかける内容であるため、もう少し簡略化して前文的な感じの扱い でも良いのではないか。
- ・内容的には良く出来ていると思う。景観は理解してもらうのが非常に複雑で、景観をどう 捉えて貰うのかは非常に大切な事である。そういう意味では序章が最も重要であると言っ ても過言ではない。個人的には今のように章として設けて貰う方が良い。
- ・景観とは何かと市民に呼びかける視点からは非常に大事である。ただ序章というには分量 が多い印象もあり、1章と2章の間に入れ込んではどうか。 序章を1章と2章の間に移動することとする。
- ・序章が1章と2章の間に入るのは良いが、基本計画の導入部として何かが欲しい。 前文として導入部を挿入する方向で検討する。

## (歴史的な積み重ねこそが景観を形成する)

- ・基本計画では歴史的経緯の記述が充実しており、時代を追いながら高槻を知る事ができる 構成となっている。これまでの歴史的経緯の上に今の高槻があり、だからこそ今後につい て考える事が重要であると感じた。
- ・おっしゃられたように歴史を積み重ねた結果として今の高槻市の景観がある。我々をそれ を次の世代に継承しなければならず、そのために何をすれば良いかを示しているのがこの 基本計画である。

## (ガイドブック等の啓発ツールの活用)

- ・基本計画の前段でも、歴史的経緯等が色々と書かれているが、そういうものと景観類型の 関係性が分かるようなガイドブックのようなものがあれば良い。
- ・景観計画に限らず、都市計画 MP や総合計画とあわせてガイドブックのようなものを作り、 自分達のまちの状況を地区カルテのような形で共有し皆でまちについて考えていければ良 い。八尾では小学校区単位でカルテを作り、他地区と比較して「自分達の地区はここが優 れている」と言ったランキング付けを行う事でまちに興味を持って貰うきっかけを作った。

# (写真情報の追加)

・各章で色々と写真を掲載されているが、もう少し詳しい情報を掲載しても良いのでないか。 例えば、大阪医科大学はヴォーリスの建築であるとか、芥川宿の絵図は で展示されて いるとか言った情報が追加されていれば、興味も持ちやすくもっと身近に感じることがで きる。 パブコメ後の作業として検討する。

# (その他)

- ・景観類型の図中の色合いが凡例と異なるような気がする。再度、確認して頂きたい。
- ・地形的特徴が分かる図面等を追加して分かりやすくなったが、3 章以降でそれが十分に反映されていない印象を受ける。掲載する写真等を検討し、地形的特徴が景観類型に反映されている事が分かるようなもう一工夫をお願いしたい。

時間の関係もありパブコメ時には厳しいが、最終成果の時点までには検討したい。

## 景観計画について

(届出対象行為:建築面積について)

・P7 の「建築面積 1,000 ㎡超」というのは、例えば、「現在 500 ㎡で増築 600 ㎡することで 1,000 ㎡を超える場合」、「現在 1,200 ㎡でさらに増築 300 ㎡で 1,500 ㎡となる場合」など色々 とあり、何を対象にしているのか分かりにくいのではないか。

現在の要綱上の運用として、合計が 1,000 m以上になるものは対象としていない。増改築の場合は、その面積が 1,000 m超の場合が対象となる。御指摘の通り、その旨を注釈として追加する。

# (届出対象行為:工作物について)

・工作物の高さ 10m 超が対象となっているが、建築物の 15m より低い。揃えた方が良いのではないか。また、工作物でも擁壁の場合、5m 程度でも威圧感があり、高さよりも長さ等も対象とした方が効果的ではないか。

基本的に、今回の基準は要綱の内容を継承している。これまでもその内容で特に問題は生じていないので、当面はこの基準で運用したいと考えている。

・今後、新規の開発は平野部より急峻な場所の方が多いと思われる。その際は擁壁が作られる可能性があるので、注意深く経過を見守って頂きたい。

## (届出対象行為:色彩について)

・色彩の基準で、「 その他の色相は彩度 2 以下」とあるが厳しくないか。高槻はどちらかというと現代的なまちであり、彩度 2 以下だとくすんだ色合いのまちなみとなる可能性もあるのではないか。

色彩については、大阪府の基準を継承した形としている。

色彩の基準については、過去に兵庫県で行われた調査が全国的なベースとなっている。この調査では自然の色をはじめ、過去に届出された建築物等の色彩の分布等を徹底的に調査した。その結果、R・YR・Y 系の色彩が大規模建築物には多いと判明した。またブルー系統等は極めて少ない事が分かっている。そのため、非常に目立つ傾向があるのでそういう色についてはアクセントとしての使用に留めようという事になり、今のような基準となっている。( 久先生補足説明)

## (景観形成基準:敷際について)

・P8 の敷地内のデザインのなかで、連続性に配慮するというのは分かるが、「公共用地界を

明確にする」というのは必要なのか。余計な線をいれる事になる気もするが。景観は際の 部分が非常に重要な役割を果たす。運用上は注意して頂きたい。

これも要綱の内容を継承している。連続性に配慮しつつも敷地境界については一定の位置 づけが必要との認識から来ている。

## (事前協議について)

・運用の際には、事前協議制度と届出後のチェック機能の両方に気をつけて貰いたい。景観 アドバイザー等との連携なども含めて、複数のチェックする機会があることが望ましい。

# (遮へい・マスキングの扱いについて)

・堆積等を外部から見えないように遮へいするというのは景観上、良いかもしれないが、安全安心の面から言うと死角を生み出す可能性もある。また、遮へい物そのものが景観上良くない場合もある。そういう意味で運用上の工夫が求められる。

## (その他)

・景観形成基準の記載により、これだけ守れば後は何をしても良いという風に捉えられ、後は個人の良心の問題となる気がする。基本計画では、景観を守り育てていく事の重要性が盛り込まれているので、そういうものを訴えていけるツールを配布する等できれば良い。 景観はグレーゾーンがあるから、その部分で色々と工夫が出来るという側面もある。おっしゃられたようなデザインヒント集のようなものは検討したら良いと思う。

#### 景観条例

#### (手続きの流れ等について)

・建築確認等の他の手続と上手く連携して運用する事が望まれる。また、事前協議で協議する内容と届出後に確認する内容の違いを明確にしておく必要もある。

## (審査体制)

- ・基本的には審議会に諮って検討する事となっているが、全ての項目に審議会が対応するとなると大変ではないだろうか。もう少し機動的に対応できる体制を検討する事も必要ではないか。例えば審議会の中に部会を設け、もう少し軽い体制で審議できるようにする工夫もありえる。
- ・箕面市では審議会とは別に審査会をつくり、そこで対応している。審議会はどちらかというと行政寄りの組織であるため公平性の観点からそうしている。人数が揃うかどうかという実務的な問題もあるので十分に検討する余地はある。

# (保護樹木との関係)

- ・高槻市では既に保護樹木等の制度があるが、景観重要樹木との関係性はどうなるのか? 同じものを 2 重に指定する事は考えていない。今後は統一していく方向性も有りえると考 えている。
- ・保護樹木には助成制度があったと思うが、景観重要樹木には無い。統一していくのは良い がその辺に対する配慮はして貰いたい。

## (助成等)

・全般として、規制の部分はあるが、アメにあたる部分(助成)が少ない印象を受ける。優 遇制度等を今後、検討して貰いたい。

## (景観重点地区の指定について)

・重点地区に指定した際の対応について教えてもらいたい。 景観形成上、地域の特徴に十分に配慮する必要のある地区を想定しており、地域住民との 合意形成の図りながら、地区指定を行い、地域ごとの景観形成の方針を作っていく。

## (啓発及び普及について)

- ・P6 に「~必要な措置を講じる~」とあるがどういうことか。 規制・誘導のみならず高槻市としては啓発普及に力を注ぎたいと思っている。そのため出 前講座やガイドブックの作成などをもとに市民の景観に対する興味を喚起していきたい。
- ・ワークショップに参加された方々で、既に具体に活動をされている方々がたくさんいる。 また景観を守っていくために苦労されている方々もたくさんおり、そういう人々の活動を 知ってもらう機会を作るといった事も検討して貰いたい。

# (提案できる団体について)

・法人格を有していない団体でも景観計画の提案できるとなっているが良いのか。個人的に は良い事だと受け止めているが。

規則で一定の条件を設ける予定だが、基本的には間口を広くし、様々主体による景観まちづくりを進めていきたいという思いを込めている。

# (その他)

・P2 の目的の中をはじめ「都市景観の形成」という表現があるが、「都市」という単語は外しても良いと思う。

#### その他

・パブリックコメントはホームページ上で行うのか。 高槻市のパブコメの指針に基づき公表を行い、ホームページの他、広報の窓口でも閲覧可 能とする。

#### 次回の審議会

・次回審議会は、11月28日(金)14時開催を予定。

以上